

事業再構築補助金:第5回公募における主な見直し項目

1. 新事業売上高10%要件の緩和

- 3～5年間の事業計画期間終了後、事業再構築で**新たに取り組む事業の売上高が、総売上高の10%以上**となる事業計画を策定することを求めている要件について、**付加価値額の15%以上でも認める**こととする。
- また、**売上高が10億円以上の事業者**であって、事業再構築を行う**事業部門の売上高が3億円以上**である場合には、**当該事業部門の売上高の10%以上でも要件を満たす**こととする。

2. 補助対象経費の見直し（貸工場・貸店舗等の賃借料）

- 補助事業実施期間内に工場・店舗等の改修等を完了して貸工場・貸店舗等から退去することを条件に、**貸工場・貸店舗等の賃借料についても補助対象経費として認める**。なお、一時移転に係る費用（貸工場等の賃借料、貸工場等への移転費等）は補助対象経費総額の1 / 2を上限とする。

3. 農事組合法人の対象法人への追加

- 事業再構築への一定のニーズがあることを踏まえ、**農事組合法人を対象法人に追加**する。